



4 許可基準は…

許可が必要とされる場合は、許可基準に適合したもので、蒲郡市の許可を受けたものに限り、屋外広告物の表示・設置ができます。

許可基準には、すべての屋外広告物に定められた「共通基準」とその種類ごとに定められた「個別基準」があります。「共通基準」には…

- ① 都市美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわない。
 - ② 原色を過度に使用しない。
 - ③ 著しく汚染、退色、または塗料の剥離したものではない。
 - ④ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわない。
 - ⑤ 広告を表示しない面や脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をする。
 - ⑥ 容易に腐朽したり破損しない構造であること。
 - ⑦ 風雨やその他の振動や衝撃等により容易に破損や落下、倒壊する恐れがない。
 - ⑧ 交通を妨害するような位置に表示・設置しない。
 - ⑨ 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しない。
- なお、「個別基準」については、屋外広告物の種類ごとに非常に細かな規定があります。詳細は市役所担当までお問い合わせください。

許可申請の流れ



街のVSの主役は…

魅力ある街づくりの主役は市民の皆さんです。私たちの街を美しくするのにも、損なうのにも、皆さんのご協力次第です。良好な都市景観を創り上げていくため、皆さんのご理解とご助言をお寄せください。